

業務月報

令和8年8月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所 川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL 0855-72-0385

FAX 0855-72-0386

雇用情勢の動向

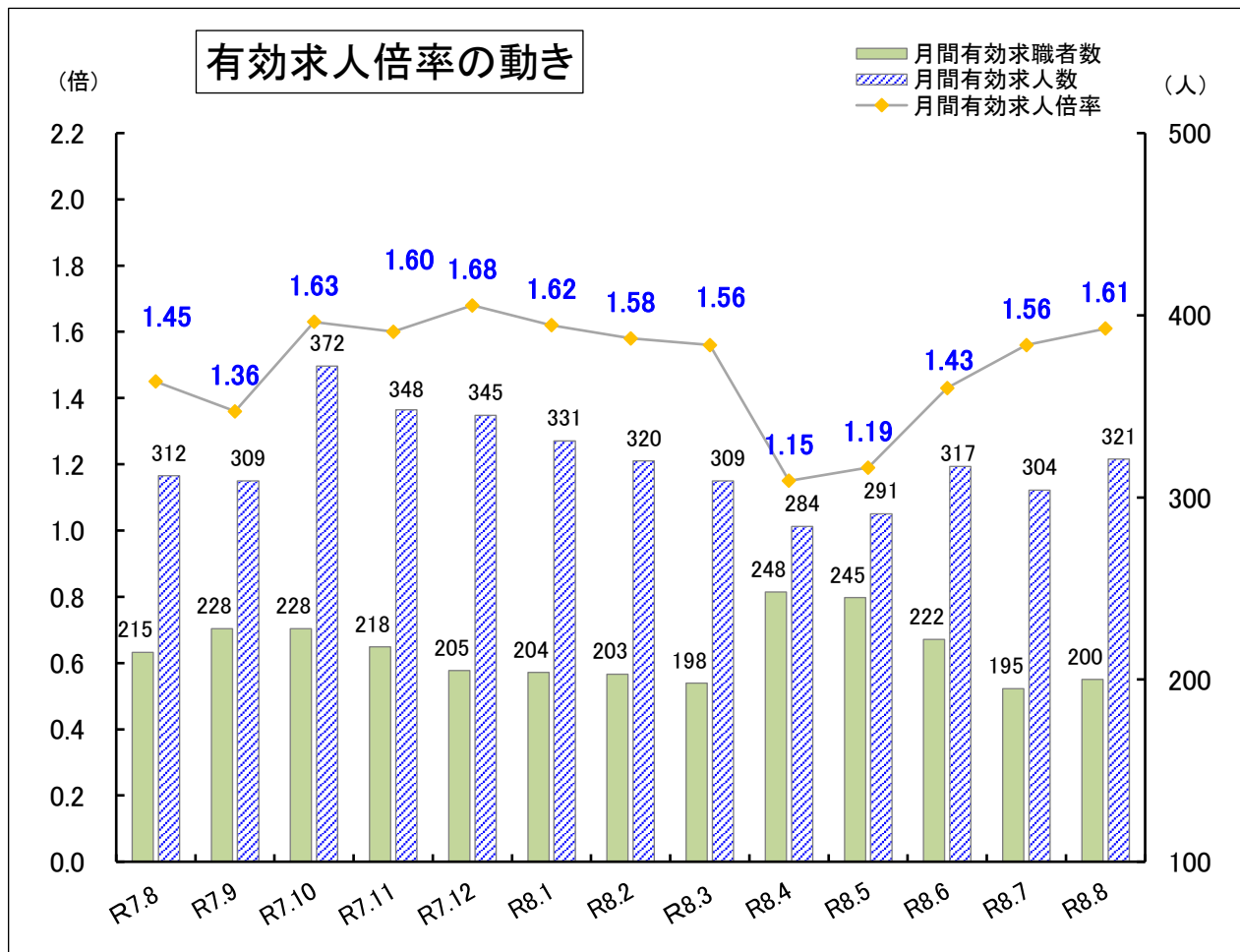
新規求職申込件数(オンライン含)は36件で、前年同月比12.5%(4件)増加しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は200人で、前年同月比7.0%(15人)減少しました。

新規求人数は104人で、前年同月比6.3%(7人)減少しました。

月間有効求人数は321人で、前年同月比2.9%(9人)増加しました。

月間有効求人倍率は1.61倍で、前年同月比0.16ポイント上回りました。



(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

有効求人倍率	島根県	川 本
	1.42	1.61

職業紹介状況

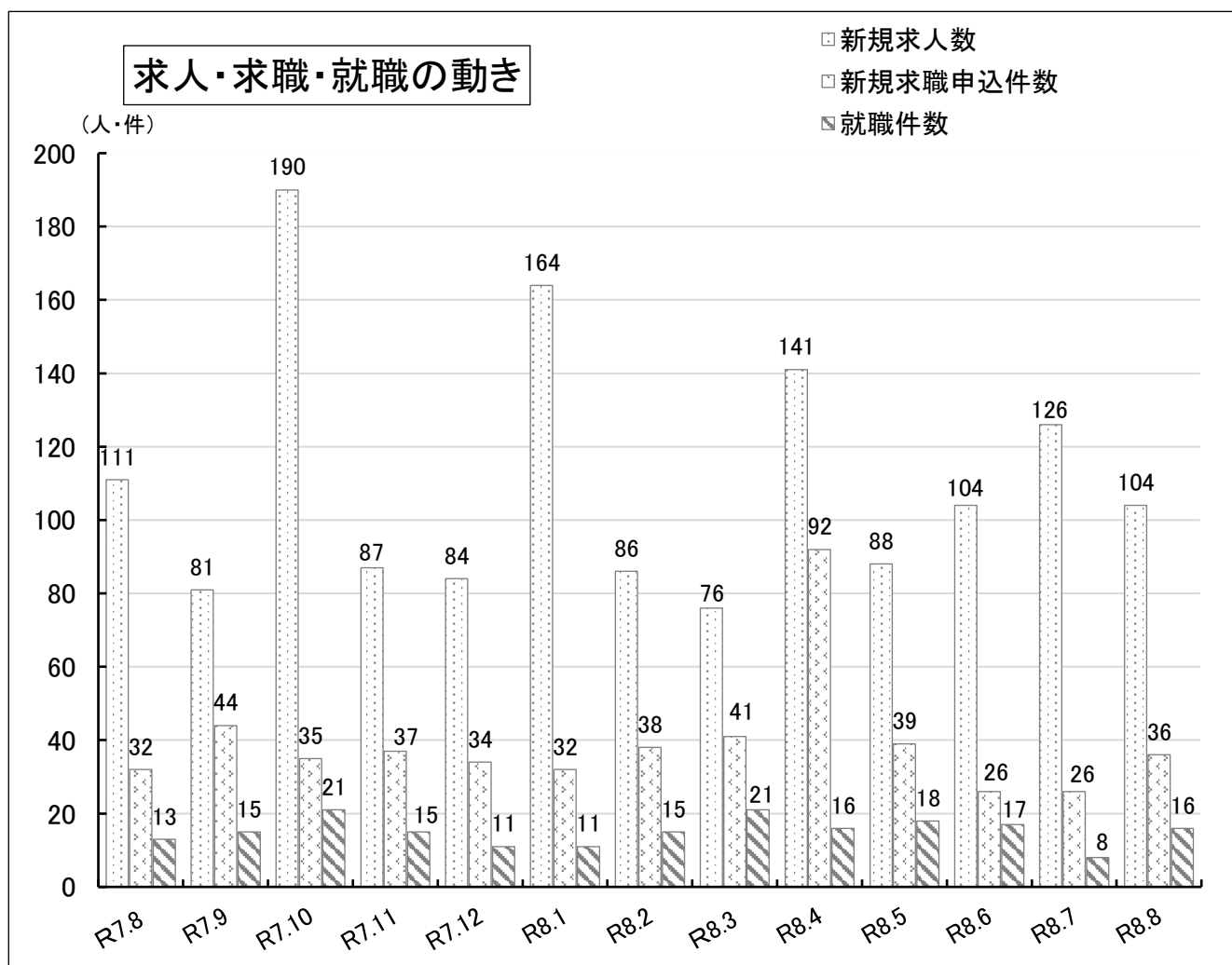
項 目	当 月	前年同月	対前年比	項 目	当 月	前年同月	対前年比
① 新規求職申込件数	36	32	12.5	⑥ 求人倍率	新 規	2.89	3.47 ▲ 0.58
うち 55才以上	18	13	38.5		月 間 有 効	1.61	1.45 0.16
② 月間有効求職者数	200	215	▲ 7.0	⑦ 紹 介 件 数		28	22 27.3
うち 55才以上	90	90	0.0		うち 55才以上	6	2 200.0
うち (保)受給者	59	82	▲ 28.0		うち (保)受給者	9	7 28.6
③ 新規求人数	104	111	▲ 6.3	⑧ 就 職 件 数		16	13 23.1
④ 月間有効求人数	321	312	2.9		うち 55才以上	6	3 100.0
⑤ 充 足 数	11	10	10.0		うち (保)受給者	4	5 ▲ 20.0

産業別求人状況

産 業	当 月	前年同月	対前年比	産 業	当 月	前年同月	対前年比
農 ・ 林 ・ 漁 業	5	0		情 報 通 信 業	0	0	
鉱業・採石業・砂利	0	1	▲ 100.0	運輸業・郵便業	2	2	0.0
建 設 業	14	23	▲ 39.1	卸売・小売業	10	9	11.1
製 造 業	10	0		金融・保険業	0	0	
食 料 品 ・ 飲 料 等	6	0		不動産業・物品賃貸業	0	0	
織 維 ・ 衣 服 等	1	0		学術研究 専門技術サービス業	2	0	
木 材 ・ 家 具 等	0	0		宿泊業・飲食サービス業	0	11	▲ 100.0
窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0		生活関連サービス 娯楽業	0	0	
鉄 鋼 ・ 金 属 製 品	0	0		教育, 学習支援事業	5	0	
一 般 機 械 器 具	0	0		医療・福祉	52	54	▲ 3.7
電 気 機 械 器 具	0	0		複合サービス事業	2	6	▲ 66.7
輸 送 用 機 械 器 具	1	0		サービス業	2	5	▲ 60.0
そ の 他	2	0		公務・その他	0	0	
電気・ガス 熱供給・水道業	0	0		合 計	104	111	▲ 6.3

雇用保険業務取扱状況

項 目	当 月	前年同月	対前年比	項 目	当 月	前年同月	対前年比
適 用 事 業 所 数	361	358	0.8	受 給 資 格 決 定 件 数	4	11	▲ 63.6
新 規 適 用 事 業 所 数	2	1	100.0	初 回 受 給 者 数	4	13	▲ 69.2
廃 止 事 業 所 数	0	1	▲ 100.0	受 給 者 実 人 員	48	62	▲ 22.6
被 保 険 者 数	4,300	4,318	▲ 0.4	支給金額(千円)	5,784	7,606	▲ 24.0
資格取得者数	27	31	▲ 12.9	再就職手当	人 員	5	5 0.0
資格喪失者数	24	32	▲ 25.0		金額(千円)	1,620	1,886 ▲ 14.1



人員整理の状況

項目	年月	6年度計	7年度計	7年					8年							
				8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
事業所数		9	3	0	0	1	0	0	0	0	2	9	0	0	1	1
解雇者数		18	3	0	0	1	0	0	0	0	4	23	0	0	1	1

前年比

**59円
アップ**

令和8年10月10日から

島根県最低賃金 時間額 1,092円に改定！

島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは

島根労働局労働基準部賃金室(TEL 0852-31-1158)
 または、松江・出雲・浜田・益田の各労働基準監督署 まで

事業主の皆さまへ

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い
事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合
従業員の雇用維持のため

雇用調整助成金が活用できます

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い事業活動を縮小する際、
従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、
従業員に支払った休業手当等に対して雇用調整助成金による助成が受けられます。

対象となる事業所

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- ① 雇用保険適用事業主
- ② 最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少
- ③ 最近3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、
一定規模以上増加していない
- ④ 実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

助成内容

	中小企業	大企業
助成率(休業・教育訓練)	2/3	1/2
日額上限額	9,110円 雇用保険基本手当日額上限額 (令和8年8月1日現在)	
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者	
支給日数	100日分 各事業所の対象労働者数 ×100日分	

支給日数が30日を超えた場合、次の判定基礎期間から教育訓練の実施率により助成率が変わる場合があります。